

2009年5月1日
株式会社ライフコミュニケーション
代表取締役 辻 俊昭
Free Dial 0120-700-783
E-Mail info@life-communication.com

<新型インフルエンザに関するお知らせ>

「新型インフルエンザ」に関する保険金、給付金のお支払いについて以下のようにご案内申し上げます。

「新型インフルエンザ」は「疾病（病気）」に該当します。このため、**疾病全般による死亡・高度障害または入院等を保障している商品においては、「新型インフルエンザ」も、保険金・給付金のお支払い対象となります。万一、感染し入院、死亡・高度障害の場合は給付金、保険金のご請求が可能ですのでご安心ください。**

上記の考え方により、災害（ケガ）による死亡・高度障害のみを保障する商品や、特定の疾病のみを保障対象としている商品については、お支払い対象となりません。（注）

（注）特定感染症を保障する特約では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」を保障しますが「新型インフルエンザ」はこれらに該当していないため、保険金等のお支払いの、対象外となります。

ご不明な点やご不安な点等ございましたらご遠慮なくフリーダイヤルまたは E-Mail にて、お気軽にご連絡ください。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

以上